

議案第6号

あきる野市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、規定を整備する必要がある。

あきる野市介護保険条例の一部を改正する条例

あきる野市介護保険条例（平成12年あきる野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成31年度及び平成32年度」に、「25,200円」を「20,520円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,520円」とあるのは、「27,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,520円」とあるのは、「40,440円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。